

令和元年12月4日

【会計検査院】

【概要書】

会計検査院法第30条の2の規定に基づく報告書
「福島再生加速化交付金事業等の実施状況について」（令和元年12
月）

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

福島再生加速化交付金事業等の実施状況について

<検査の状況の概要及び所見>

1 加速化交付金等の執行状況等について

29年度までの加速化交付金の支出済歳出額の累計額は3507億余円、このうち平成25年度補正予算で創設した新交付金は2954億余円であり、執行率は69.2%、不用率は28.6%となっている。環境整備等委託事業の支出済歳出額の累計額は381億余円であり、年度執行率は28年度に最大の73.1%、29年度は39.0%と減少している。また、福島県及び3市町村において、基金に3省に係る165億余円を保有しており、このうち1市では、29年度末現在で流用できる事業がなく使用する見込みのない2億余円を基金に保有している。

所見:国は、予算措置された加速化交付金等について、不用額が年度により増減して、府省庁等によっては一部の年度において不用額が多額となるなどの状況もあったことから、引き続き、事業実施主体における事業実施状況等を踏まえ、より着実な事業執行に努めること。また、事業実施主体が既に事業を完了して事業費の取崩しが終了した後の残額を保有している基金型事業において、当該残額を流用できる事業がないなどの場合には事業計画期間の期限の到来等による基金廃止等を待たずに国庫への返還を促すことに留意すること

2 各事業により整備された施設等に係る効果等について

福島県及び3市町村が事業実施主体として整備した復興公営住宅の空室率は13.0%となっている。福島県では、空室が出た都度、定期的に入居者を募集しているが、応募が少ない状況となっている。福島県等では、入居対象を拡大して空室解消の方策を実施していた。

所見:事業実施主体は、引き続き、福島再生加速化交付金事業等により整備した施設等を活用した事業効果について把握に努めるとともに、事業完了後の施設等の利用環境に変化が生じた場合は、施設等をより有効に活用するための適切な対応について検討すること

3 避難者の状況等を踏まえた各事業の実施状況等について

避難指示・解除区域市町村のうち、23年3月11日現在の居住者数を把握できた9市町村の30年度末現在の居住率は52.8%となっていた。復興公営住宅の整備率は29年度末現在で96.2%となっており、おおむね県内への避難者数に応じて復興公営住宅が配分又は整備されていた。また、帰還者数を把握している6町村の30年度末現在の帰還率は49.2%となっており、各町村において避難者の早期帰還に向けた環境整備等委託事業が実施されていた。

所見:国は、各市町村における避難者及び帰還者の現状を踏まえ、避難指示・解除区域市町村、一部事務組合等の事業実施主体と今後も連携を図りつつ、復興及び再生に必要な措置について、引き続き検討すること